

岩手銀行「窓口営業時間の変更」 「九戸村役場 ATM の営業終了」

① 窓口営業時間変更

昼時間休業の導入：2021 年 11 月 22 日（月）

●午前 9:00 ～ 11:30

●午後 12:30 ～ 15:00（11:30 ～ 12:30 は休業）

② 九戸村役場 ATM コーナーの営業終了

最終営業日：2022 年 1 月 31 日（月）

最寄りの ATM：岩手銀行伊保内支店

（ご利用時間 8:00 ～ 21:00）

■お問い合わせ：岩手銀行伊保内支店

☎ 0195-42-2121

弁護士による無料法律相談 「心配ごと相談所」を開設します

九戸村社会福祉協議会では、村民のみなさまの様々な悩みに対応するため「心配ごと相談所」を下記により開設します。相続、多重債務、離婚問題、悪質商法、法律に関すること等でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

■日時 令和 4 年 1 月 13 日（木）13:30 ～ 15:00

（相談時間 1 名 30 分）

■場所 九戸村総合福祉センター

■定員 3 名

■お申込先

九戸村社会福祉協議会（九戸村総合福祉センター内）

☎ 0195-41-1200

*事前予約が必要となります。

*定員になり次第、締め切らせていただきます。

■その他

なお、後日改めての相談及び弁護士依頼に係る費用等については、ご相談者様のご負担となります。また、相談内容についての秘密は守られます。

※この事業は、皆さまからご協力いただいた赤い羽根共同募金で運営されています。

岩手県最低賃金 821 円へ改正

岩手県最低賃金が、令和 3 年 10 月 2 日（土）より時間額 821 円に改正されました。

「使用者も、労働者も、必ずチェック、最低賃金。」

■[適用対象労働者]

全ての事業主は、雇用する労働者（パート労働者・アルバイト等を含む。）に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

■[岩手県最低賃金]

最低賃金は、岩手県内全ての事業場に適用されます。

岩手県最低賃金のほか、産業別最低賃金にも、ご留意ください。詳細は、岩手労働局ホームページをご覧ください。

⇒ <https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

■[最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援]厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のため、業務改善助成金の特例的な要件緩和、雇用調整助成金に休業規模要件の特例を設けるなどの支援を実施しています。

■厚生労働省ホームページ 最低賃金に関する特設サイト

⇒ <https://pc.saiteichingin.info/>

■岩手労働局ホームページ

⇒ <https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

二戸地区広域行政事務組合 議会定例会

二戸管内 4 市町村で構成している二戸地区広域行政事務組合の 2 月定例会（議会）が開会されます。暮らしに身近な消防、介護保険、し尿処理、ごみ処理などの共同処理事業について質疑が行われます。傍聴できますのでお知らせいたします。詳しいことはお問い合わせください。

■開会日時 2 月 14 日（月）10:00 ～

■場所 二戸地区広域行政事務組合会議

■お問い合わせ 二戸地区広域行政事務組合事務局総務課（二戸地区衛生センター内）☎ 0195-23-7772

村営住宅入居者募集

■募集住宅

- ・村営住宅川向団地（木造平屋 2LDK）…1戸
※給湯器がありません
- ・村営住宅江刺家団地（木造平屋 2LDK）…1戸
※浴槽・給湯器がありません

■入居時期 令和4年1月下旬頃

■家賃

世帯の所得および、入居世帯員構成に応じて決定（入居後も変動あり）

■敷金 家賃の3か月分

■連帯保証人

入居の際、村内に居住する方2名が必要です

■入居資格

- ①現に同居し、または同居しようとする親族がある者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）
- ②現に住宅に困窮していること
- ③政令で定める収入基準に適合していること
- ④国税・地方税など滞納していないこと

■募集期間 12月15日（水）～12月27日（月）

8時30分～17時30分まで

※土・日・祝日除く。また、先着順ではありません。

■必要書類

- ①入居申込書（役場IJU戦略室（3階）にあります）
- ②住民票（入居希望者全員分の本籍、続柄が表示されたもの）
- ③令和3年度所得証明書（入居希望者全員分）
- ④令和2年度納税証明書（入居希望者全員分）

■お申し込み・お問い合わせ IJU 戦略室定住環境係

☎ 0195-42-2111（内線 214）

鳥インフルエンザにご注意ください

県内での鳥インフルエンザ発生を防ぐため、衛生対策にご協力ください。

【家庭で飼われている家きんの衛生管理】

1. 家きん飼養農場において飼養衛生管理を厳守する。

(1) 小型の野生動物が家きん舎の外部から侵入することができる経路がないか、家きん舎の内部および外部から点検を行い、対策が十分ではない場合は修繕等を行うこと。

(2) 野生動物を家きん舎に近づけないように

① 死亡鶏を家きん舎内に保管しないこと。

② 家きん舎周辺の清掃、整理・整頓（草刈りや樹木の選定等）を行うこと。

(3) 農場内に入る車両及び家きん舎内に入る人・物（長靴や衣服等）の交換は必ず実施すること。

(4) 飼養家きんの健康観察を毎日実施し、異常確認時の早期通報を徹底すること。

2. 餌箱は、常に飼育施設内に置き、散乱した餌の清掃を行うこと。

3. 家きんに触れる際には、手指をよく洗浄すること。

4. 飲み水には水道水を使用。野鳥が飛来する池や川の水を用いないこと。

5. 農場周辺の消石灰散布など、消毒を徹底すること。

6. 家きん飼養者は、鳥インフルエンザのまん延防止のため、他の農場への不要不急の出入りは控えること。

【野鳥への対策】

愛玩鶏等を飼養していない場合でも、野鳥等については餌やりしないこと。

■お問い合わせ 産業振興課生産振興係

☎ 0195-42-2111（内線 251）

目指せハンター！ 狩猟ははじめませんか？

九戸村では皆様がハンターを目指す際のサポートをしています。ハンターは趣味としてのみならず、人的被害や農作物被害の防止につながる大変重要な役割を持っています。岩手県の試験は例年3回行われ、その1～2週間前に公益社団法人岩手県猟友会により予備講習会が開催されます。令和4年度試験の期日が決まりましたら、詳細について改めてご案内します狩猟免許の概要についてお知らせします。

■お問い合わせ 産業振興課生産振興係 ☎ 0195-42-2111（内線 251）



■発行元：岩手県九戸村 〒028-6502 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6 編集：IJU 戦略室交流発信係

Tel: 0195-42-2111（内線 172） Fax: 0195-41-1005 E-Mail: kunohe@vill.kunohe.iwate.jp